

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

◇川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例 (第52号)	3
◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 (第53号)	4
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第54号)	6
◇川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例 (第55号)	7
◇川崎市老人医療費助成条例を廃止する条例 (第56号)	8
◇川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 (第57号)	9
◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例 (第58号)	9
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第59号)	9
◇川崎市都市景観条例の一部を改正する条例 (第60号)	10
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第61号)	13
◇川崎市営住宅条例及び川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (第62号)	13
◇川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (第63号)	14
◇川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (第64号)	14
規 則	
◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (第101号)	15
◇川崎市屋外広告物条例施行規則の一	

部を改正する規則 (第102号)	15
◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第103号)	16
◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則 (第104号)	16
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第105号)	16
◇川崎市金銭会計規則及び川崎市下水道事業財務規則の一部を改正する規則 (第106号)	17
◇川崎市財産規則の一部を改正する規則 (第107号)	18
◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則 (第108号)	18
告 示	
◇川崎市排水設備指定工事店の指定の取消 (第684号)	18
◇道路区域の変更 (第685号)	18
◇道路の供用開始 (第686号)	19
◇道路区域の変更 (第687号)	19
◇道路の供用開始 (第688号)	19
◇自転車等の撤去と保管 (第689号)	19
◇道路区域の変更 (第690号)	20
◇道路の供用開始 (第691号)	20
◇道路区域の変更 (第692号)	20
◇市道路線の認定 (第693号)	20
◇道路区域の決定 (第694号)	21
◇道路の供用開始 (第695号)	22
◇市道路線の廃止 (第696号)	22
◇景観計画の策定 (第697号)	22
◇都市景観形成地区の区域の変更 (第698号)	23
◇都市景観形成地区の指定の解除 (第699号)	25
◇道路占用許可基準の一部改正 (第700号)	26
◇国民健康保険被保険者証の無効 (第701号)	28
◇国民健康保険被保険者証の無効 (第	

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、70,000枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円30銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合365,000円と4円88銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される川崎市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された川崎市長の選挙については、なお従前の例による。

規 則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年12月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第101号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(川崎市市税条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則

第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の表2の項中「第82条の2」を「第124条」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第56条第1号中「第83条」を「第134条」に改める。

(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成4年川崎市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第45条」を「第54条」に、「第48条」を「第58条」に改め、同項第4号中「第82条の3」を「第125条」に改め、同項第5号中「第83条」を「第134条」に改める。

(川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

(川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則（平成17年川崎市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第102号

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1第11項の見出しを削り、同項第2号中「5平方メートル」を「5平方メートル」に改め、同項を同表第12項とし、同表第10項の次に次の見出し及び1項を加える。